

「18歳選挙権」と「政治教育」に関する一考察

A Study on "The National Voting Age Lowered to 18" and "Political Education"

彼谷環

KAYA Tamaki

2015年に「公職選挙法の一部を改正する法律」が成立し、18歳選挙権が導入されることになった。現役高校生が選挙行動に参加できるようになることから、投票率の低迷が続く各種選挙への影響が期待される一方、教育基本法が学校に課す「政治的中立」をめぐる議論がなされている。近年、「18歳選挙権」と併せて用いられるようになった「主権者教育」について、国はどのように定義し、具体的にいかなる方法でこれを行おうとしているのか。諸外国の政治教育を参考に、その特徴と課題について考察する。

キーワード：「主権者教育」、政治教育、シティズンシップ、18歳選挙権、政治的リテラシー

1. 問題の所在

第189国会において「公職選挙法等の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が成立し、選挙権年齢が満20歳から満18歳に引き下げられた（改正法第9条第1・2項、地方自治法第18条）。同時に、在外選挙人名簿の登録申請が出来る者の年齢は、満18歳以上へ改められた（改正法第21条第1項、第30条の4、第30条の5第1項）。選挙運動について、満18歳から認められるようになるが、反対に、満18歳未満の者は行うことができない（改正法第137条の2）。さらに、連座制の対象となる選挙事犯については、「その罪質が選挙の公正の確保に重大な支障を及ぼすと認める場合」には、検察官送致を決定しなければならない（改正法附則第5条第1・2項）。改正法が成立したことを受け、一部の現役高校生が選挙権を行使できるようになった。

改正法の成立と時期を同じくして、10～20代の若者が、政治に積極的に関わる姿が全国に映し出されたⁱⁱ。これは、安全保障関連法案に関する国会審議が適正に行われなかったことへの批判・抗議や、同法案そのものの廃案を求める動きであるが、国会前では「これが民主主義か！」「民主主義はここにある！」とデモが繰り広げられたことは記憶に新しい。これらの運動は、FacebookやTwitter等のSNSを通じて、短期的に支持を広げていったⁱⁱⁱ。

そこで、本稿は、特に以下の点に注目し、考察を試みるものである。第一に、18歳選挙権の導入により、新たに論じられる課題について整理する。第二に、国が積極的に主張する「主権者教育」について、そこで目指される方向性を確認するとともに、若者の投票率が高い国々における教育との異同について考察する。そして第三に、若者が政治的意思決定に参加し、かつ、その過程について学ぶために求められる教育現場における政治教育の内容と課題について、参考事例を挙げながら論じてみたい。

2. 18歳選挙権の導入と課題

「高校生新聞」というWebサイトがある^{iv}。2015年5月、同サイトに掲載された高校生記者5名の座談会では「18歳と19歳が投票に行かないと、より投票率が下がってしまう。せっかくの権利は使わないと」や、「60代以上の投票率が高いと、政策が高齢者向けに偏ると聞いた。子育ての援助なども充実させないとバランスがよくない」等、選挙権行使に積極的な声が載せられた。その一方で、「行かないと思う。政治のことが分からない。『駅前で見かける人』に入れるような人気投票になってしまいそう」等の消極的な意見も聞かれた^v。このような否定的見解の背後にあるのは、「政治家を信用できない」「政治家が議論していることは難しくてわからない」等の政治不信、政治嫌い、そして政治への無関心があると言えよう^{vi}。

しかし、総務省発表の「衆議院議員総選挙における年代別投票率（抽出）の推移」と「参議院議員通常選挙における年代別投票率（抽出）の推移」によれば、若者だけに限らず、すべての年齢層で、投票率が長期的に低落していることがわかる^{vii}。

衆議院議員選挙について言えば、1996（平成8）年の第41回総選挙から小選挙区・比例代表並立制が実施されたが、それ以前の投票率は70%を前後しており、60%台になれば「低い」と考えられてきた。その後、2005（平成17）年選挙は「小泉政権下の郵政解散選挙」、2009（平成21）年選挙は「政権交代選挙」名付けられたように、有権者の関心は一時的に高まり、60%台後半を維持した。だが、2014（平成26）年は、52.66%と戦後史上最低の投票率を示した。

なかでも、20代の投票率は最低である。70歳以上の高齢者層を除けば、年代が上昇するにつれて投票率も上昇する傾向にあるが、問題は、それらの年代別投票率間の差であろう。第46回衆議院議員総選挙では、20代の投票率と60代の投票率との差は37ポイントにまで拡大している。さらに、現在の日本は「少子高齢化現象」が進んでいるため、もともと60代の人口は20代よりも多い。したがって、60代で投票した有権者数は、20代の有権者数の2.5倍にのぼる、と推計されている^{viii}。

70年ぶりの公職選挙法改正により選挙権年齢が下がったことで、18～19歳の有権者が約240万人（全有権者の2%）増加すると試算され、こうした状況に歯止めがかかるのではないかと期待されている。有権者の増加が、直接的に投票率に反映するかどうか注目される。だが、それ以上に関心が高いのが、「政治に対して『無菌状態』で育った高校生の大半は投票に戸惑っている」^{ix}ため、これをどう解消していくかが問題となろう^x。なぜなら、高校ではこれまで、政治の制度・仕組みについては学ぶものの、政治情勢や政党の政策について議論することは、文部科学省の方針で認められてこなかったからである。

ところで、今回、総務省と文科省が作成した副読本「私たちが拓く日本の未来」^{xi}では、その解説編で、選挙の仕組みや投票率の推移が示されたあと、「第5章 憲法改正国民投票」が設けられている。第一次安倍内閣の2007年、教育基本法の改正とともに、「日本国憲法の改正手続に関する法律」（以下「憲法改正手続法」という）^{xii}が慌ただしく定められた。憲法改正手続法3条には、投票権者について、「日本国民で年齢満18歳以上の者」と規定されている。これにより、国法レベルで初めて18歳と19歳が投票権を得たことになるが、公職選挙法が投票権者を20歳以上としていることとの整合性が問題となった。そこで、憲法改正手続法の附則3条は、同法施行までの間に「選挙権を有する者の年齢を定める公職選挙法、成年年齢を定める民法（…）その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする」と定めた。憲法改正の手続法が、しかもその附則において、公選法や民法の改正を求めるとするのは筋が違うと言えよう。だが、議院憲法調査特別委員会が行った「日本国憲法の改正手続に関する法律案に対する附帯決議」第2項で、「本法施行までに必要な法制上の措置を完了するように努めること」が念押しされている。

3. 日本における「主権者教育」

次に、文部科学省が強調する「主権者教育」と、諸外国で行われている政治教育（シティズンシップ教育）の違いについて考察したい。「シティズンシップ教育」は「政治教育」と訳されることもあるが、もともと「市民権（citizenship）」は、「共同体の完全なメンバーシップに伴うステイタスを意味する」とされ^{xiii}、国籍と同等なものと考えられることが多かった。しかし、市民社会が多文化していくことに伴い、今日、EU市民権や永住市民権など外国人住民の一連の諸権利も対象とすると解される^{xiv}。日本の教育学の分野でも、「シティズンシップ教育」に注目する研究がみられる。教育学者の小玉重夫によれば、日本での実践について「社会的道徳責任や共同体への参加にやや力点が置かれており、政治的リテラシーの視点が必ずしも十分とはいえない」とされる^{xv}。

18歳選挙権の導入との関わりで注目されるのは、平成23年12月に発表された総務省「常時啓発事業のあり方等研究会」最終報告書（以下「最終報告書」という）である^{xvi}。そこでは、「新しい主権者像」の要素として、①社会参加の促進、②政治的リテラシーの向上をキーワードに挙げている。

「最終報告書」は、①の「社会参加」については、「知識を習得するだけでなく、実際に社会の活動に参加し、体験することで、社会の一員としての自覚が増大する」としたうえで、以下のよう^{xvii}に今日の問題状況を把握する。すなわち、「近年の若い世代は、リアルな人間関係の減少、地域のコミュニティ機能の低下、知識の習得を重視した学校教育等のために、以前と比べ社会化（社会の一員になること）が遅れている。さらに、家庭内の教育力も低下し、政治への関心など意識の面でも世帯間格差が固定化する傾向にある」、と。また、「非正規職員の増加、世帯間経済格差の固定化、非婚化・晩婚化など厳しい問題に直面している」ので、「早期からボランティアやインターンシップなどを通して社会に参加し、その中から自分の働き方や生き方を考えることが必要だ」という。

次に、②については、①を備えただけでは不十分だとしただけで、情報を収集し、的確に読み解き、考察し、判断することを訓練する「政治的リテラシー」(政治的判断力や批判力)が必要だとする。だが、「日本の学校教育では、政治や選挙の仕組みは教えるものの、政治的・社会的に対立する問題を取り上げ、政治的判断能力を訓練することを避けてきた」、「政策課題の中には、世代間対立を招く可能性があるものもあるが、より適切な選択をするためには、若い世代だけでなく高齢者も日頃から学び続け、政治的リテラシーを身につける必要がある」と述べている。

もっとも、日本ではこれまで、戦後民主主義教育の構築と定着を目指そうとする教育現場での動きに対し、学習指導要領の法的拘束力化や文部科学省の各種通知のなかで、政治教育そのものが敬遠される傾向があり、裁判闘争にも発展した^{xvii}。「最終報告書」は、こうした歴史について、「政治的・社会的に対立する問題を取り上げ、政治的判断能力を訓練することを避けてきた」という表現で簡単に集約してしまった。

ところで、文部科学省が強調する「主権者教育」は、教育基本法が定める「政治教育」とどのように関係するのだろうか。

1947年の旧教育基本法第18条(現第14条)1項は、「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない」と規定した。これを受け、1948・1949年、文部省刊行の中・高の社会科教科書『民主主義』では、「たいせつな政治を、人任せでなく、自分たちの仕事として行うという気持ちで、民主国家の国民の第一の心構えでなければならない」と明記された。しかし、1940年代末から50年代にかけて、義務教育段階での政治教育をめぐる文部省と日教組との間に対立が生じ、1954年「教育二法」の制定により、教員が教唆扇動して生徒に特定政党を支持または反対する教育を行うことが禁止されるとともに、教員の政治的行為も制限された^{xviii}。

その後、50年安保と60年代の学園紛争に見られるように、大学・高校生の政治活動が激しくなったため、1960年6月文部事務次官通達「高等学校生徒に対する指導体制の確立について」では、「外部からの不当な勢力」により、高校の「生徒会や生徒などが政治活動に巻き込まれることのないよう教職員一体となって生徒の指導体制を確立」するとされた。そして、1969年10月には、文部省初等中等教育局長通知「高校における政治的教養と政治的活動について」が出される。文言上は、「高等学校教育における政治的教養を豊かにするための教育の改善充実を図る」としつつ、本質は、「当面する生徒の政治的活動について適切な指導や措置を行う」ことが重視された。さらに、1969年通達では、「教科・科目の授業はいうまでもなく、クラブ活動、生徒会活動等の教育活動も学校の教育活動の一環であるから、生徒がその本来の目的を逸脱して、政治的活動の手段としてこれらの場を利用することは許されないことであり……学校がこれらの活動を黙認することは、教育基本法第8条2項の趣旨に反する」とされた。

ここで引用されている〔旧〕教育基本法8条2項は、「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない」と定めていた。これについて、1969年通達は、「高校生の政治的活動」を、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための活動と解釈するとともに、「学校」が「これらの活動を黙認すること」は許されないとした。

なお、ここにいう「良識ある公民」は、選挙権・被選挙権との関係で定義されることも多いが、

最新の教育関係法のコンメンタールでは、「社会団体の一員として、積極的に社会を形成していく場合の国民」としてより広く解釈されており、この点、先述した「シティズンシップ」と重なる部分が多い^{xix}。

4. 諸外国の政治教育と日本の「主権者教育」

学校教育のなかでの政治教育に消極的であった日本と比べ、諸外国における政治教育の試みは、どれも大変興味深いものである。ここでは、先行研究を基に、スウェーデンとドイツについて概観する。

(1) スウェーデン

スカンジナビア半島に位置するスウェーデンでは、9年間の基礎学校で義務教育を行っている。授業は、基礎学校1年生からグループ討議方式で実施されるが、教師は、子どもたちと常に向き合っていないとされる。さらに、教科書は「正しい」ことを教えるためのものではなく、子どもたちに何が正しいかを考えさせるものとして使用されているという。経済学者で社会保障制度にも詳しい神野直彦によれば、日本の中学2年にあたる学年の社会科教科書には、「どんな犯罪が重罪であるか」についていくつもの例が並べられ、それを基に、子どもたちが討論する仕組みになっているという^{xx}。

また、スウェーデンでは、国政選挙のたびに「学校選挙」というプロジェクトが実施されている^{xxi}。主な対象は、日本でいうところの中学生と高校生であるが、実際の選挙に先駆けて、生徒が学校で投票を行う。これをサポートしているのは、スウェーデン若者市民社会庁、スウェーデン生徒会連合、スウェーデン生徒会組合、欧州若者議会であり、直近の「学校選挙2014」では全国1629校が参加し、46万5960人（総人口の約5%）の生徒が参加したとされる^{xxii}。

参加を希望する学校は、各学校の生徒会が中心になり「学校選挙2014」に申請する。その後、各学校へ投票用紙や投票箱などの「学校選挙キット」(Election Box)が配付される。その中には、学校選挙が実施される前に行われる政党のロールプレイ授業のやり方^{xxiii}、政治家を学校に呼ぶディベートの開き方なども含まれるという。なお、参加費は無料である。「学校選挙も大事だが、最も大事なのは選挙の前後で民主主義について学び、実践する機会を提供することです。民主主義、政治、社会について学び、民主主義を通じて学び、そして民主主義制度の中で積極的に参加することを学ぶのです」(スウェーデン若者市民社会庁の学校選挙2014担当者談、下線部は筆者)という言葉が印象深い^{xxiv}。

(2) ドイツ

ドイツは、1989年に東西ドイツが統一を果たし、現在EUの優等生と言われる。ドイツでは、シティズンシップ教育(政治教育)や若者の政治参加を促進する政策が整備されてきた。「民主主義は国民全員が参加することを前提として成り立つ仕組みであり、自分たちで決めることが大事なので、政治に関わらないという姿勢ではいけない」(連邦政治教育センター)^{xxv}という意識が共有されている。

一例として、パンコウ (Pankow) 地区の試みについてみてみよう。同地区は人口 37 万人、ベルリン市内で最も子ども・若者の参画が進んでいる行政地区だとされる。具体的には、子どもの参画をめざす「子どもフォーラム」の開催、若者が事業を企画・申請し、予算について話し合い、若者で審査を行うという「ユースジュリー (若者審査員)」という取組があるという^{xxvi}。また、「U18」という模擬選挙も行われている^{xxvii}。これは、連邦議会選挙のほかEU議会選挙も対象となるが、模擬投票後にはオンライン選挙特番を放送し、選挙結果が発表されるという。ほかにも、公園や都市開発等まちづくりに子どもや若者を参画させる取組みもあるようだ^{xxviii}。

こうした政治教育を支える仕組みとして、特に次の二点が重要であろう。

第一に、政治教育センターの役割である^{xxix}。これには、国レベルの連邦政治教育センターと、州ごとの政治教育センターがある。連邦レベルは、民主主義の基盤強化、政治に関する生きた知識涵養、市民参画の促進などを目的とした内務省に付随する官営組織として位置づけられる。具体的には、オンラインによるニュース教材の作成・提供、定期雑誌の発行、授業用DVDの作成、イベント開催やコンテストの実施など、若者参画に関する様々な活動を担当しているという。また、2002年からは、選挙に参加する政党の政策マニフェストをデータベース化した投票マッチングサービス「Wahl-O-Mat」が実施されている^{xxx}。2013年国政選挙では、38の質問に賛成か反対かを答えてもらい、自分の選好に似た政党が提示された。こうした取り組みは州選挙でも行われており、選挙の際には各州の政治教育センターと協力して実践される。

さらに、ドイツの各学校には、学校的意思決定機関である「学校会議」があり、校長や教員のほか、生徒の代表も加わる。ここでの発言や提言は、生徒会の大きな役割として位置づけられる。この他にも、生徒会は、学校内の日常的な活動やイベント運営、生徒会連合による外部への働きかけなども担う。選挙キャンペーンは、こうした取り組みの一つとして位置づけられている^{xxxi}。

第二に、連邦若者協議会 (German Federal Youth Council (DBJR)) の活動である^{xxxii}。同協議会は、会員 600 万人以上のドイツ連邦レベル最大組織であり、インターネットを効率的に利用し、若者団体のネットワーク化を担う。また、国の政策に対して若者の声を届ける仕組み作りとプロジェクトに参加している。

なお、ドイツでは、1990代以降、市町村議会選挙で選挙権を 18 歳から 16 歳へ引き下げる州が増加している。たとえば、2009年にはブレーメン州 (2011年5月実施)、2011年にブランデンブルグ州 (2014年9月実施)、2013年にはハンブルグ州 (2015年実施予定) 等が制度を変更している。

(3) 日本

日本における数少ない主権者教育の事例として、神奈川県の実践について振り返る^{xxxiii}。同県は、①2005年にスタートしたキャリア教育の推進、②2006年の経済産業省の報告書 (シティズンシップ教育と経済社会での人々の活躍についての研究会報告書)、③オピニオンリーダーであった松沢成文元知事の「政治参加教育構想」が合流して、先駆的な政策を行うことができたといわれている。

神奈川県の実践内容は、主に以下の4つである。

- 1) 政治参加教育：模擬投票を通じた政治と選挙の学習、政治意識を高め、主体的に行動する意欲と態度を養う。
- 2) 司法関係と連携した出前講座や裁判傍聴、模擬裁判を通して、2009年導入の裁判員制度を理解し、主体的に司法にかかわる意欲と態度を養う。
- 3) 消費者教育：経済社会の仕組みを理解し、社会保障や金融経済に関する適正な理解と判断力を培い、消費者としての責務等について学び、自ら課題意識をもち主体的に社会を形成する意欲と態度を養う。
- 4) 道徳教育：情報や交通、環境等の身近なテーマにより、モラルやマナーの意識を高め、主体的に社会に関わる意欲と態度を養う。

これらのうち、最も力を入れたのが模擬投票だったとされる。その後、2012年衆院選の都道府県別投票率をみると神奈川県は53.88%であり、現在のところ、上記の教育が有権者の投票行動にどのような影響を与えたのかは慎重な検討を要する xxxiv。

5. ドイツの「政治的中立性」

日本の「主権者教育」を考える際問題になるのが「政治活動の制限」であるが、これについては、特にドイツの例が参考になろう。

戦後西ドイツの「政治教育」は、1952年に創設された連邦政治教育センターが中心となった。そこでは、反ナチズムと反共主義を重要視する「たたかう民主主義」（「自由の敵には自由を与えるな」）が基礎とされた xxxv。しかし、1969年代に、反ナチズムの傾向が緩やかになるとともに、反共主義の行き過ぎに対して批判が大きくなり、政治教育が政治の争点となる。その後、政治教育をめぐる党派を超えた集会在1976年に開催された（バーデン・ヴュルテンベルク州政治教育センター主催）。保守派の主張としては、ドイツ基本法に示されたルールを合理的に目指す責任感ある決定こそ、政治参加の能力と意欲を育むとしたのに対して、革新派は、社会の現状を批判的に理解し、より民主的な社会を形成する能力と意欲の重要性を高めることが必要だと主張した。同会議の終了後、参加者の一人が対立する議論の中に3点の合意点を見出したが、これは、開催地の名前をとって「ボイステルバッハ・コンセンサス」と命名された xxxvi。

その合意点は、以下のとおりである。①教員は生徒を期待される見解をもって圧倒し、生徒が自らの判断を獲得するのを妨げてはならない。このことは、政治教育と政治的教化は異なるものであることを前提とし、政治的教化は、民主主義社会における教師の役割や広範に受け入れられた生徒の政治的成熟という目標と矛盾すると考える。②学問と政治の世界において議論があることは、授業においても議論があることとして扱わなければならない。③生徒が自らの関心・利害に基づいて効果的に政治に参加できるよう、必要な能力の獲得が促されなければならない。生徒は、政治的状况と自らの利害関係を分析し、自分の利害に基づいて所与の政治的状况に影響を与える手段と方法を追求できるようにならなければならない xxxvii。

すなわち、保守と革新が激しく争う中で、政治教育の重点を、体制の維持や変革という各政党の政治目標達成手段とするのではなく、生徒の政治的成熟の促進にこそ置くことで、妥協が図られたと考えられている xxxviii。

6. おわりに

以上のように、ドイツの政治教育は人々の意見が多様であることを前提とし、「中立性」(Überparteilichkeit)を意味する言葉も、対立する意見を公平に扱うことを要求するものだと
言える^{xxxix}。こうした考えを参考にすれば、政治(選挙)への参加を促すためには、「中立性」に対する理解を転換する必要があると思われる。

その一つの方法として、教材としての多様なメディアの活用が考えられる。このことは、メディアリテラシーの必要性とも関連するが、情報発信側がどのような意図・目的・背景をもち報道しているか、その情報は信頼できるか、偏りはないか、何を根拠に主張しているか等を考えながら、情報を受け取る姿勢が重要となるだろう。

また、民主主義が定着するには、地域との交流も必要になるだろう。その一例として、富山県の旧小杉町で行われた「子どもの権利条例」制定過程にあらためて注目したい。

2006年11月に行われた富山県下の5市町村合併により射水市が誕生するが、合併前の旧小杉町には「小杉町子どもの権利に関する条例」(2003年3月17日制定施行、2005年11月1日廃止。以下「小杉町条例」という)が存在した。その効力は既がないが、今でも全国の自治体条例に多くの影響を与えている。

土井由三・元小杉町長によれば、条例制定は、土井町長の公約がそもそもの発端であった。土井氏が地元地方紙の社会部デスクであった時代、不登校の子を持つ母親らを取材したことを機に子どもが「のびのびと育てられる町」の必要性を考える。1994年、日本政府は158番目の批准国として「子どもの権利条約」を採択するが、その後も条約の趣旨が一向に生かされない状態であったことも背景にあった。

それでは、小杉町条例は、どのようなプロセスを経て成立したのであろうか。ここで特筆すべき点は、行政側の周到な調査や会議、公募により参加した町民らの話し合いが計34回行われたこととともに、当時の小学校4年生から高校生までの子どもが「条例制定員」として参加した「子どもワーク会」の存在である^{xl}。公募によって集まった36名の子どもたちは、2001年1月から2003年3月まで、啓発活動、意識調査、権利集会を含め28回もの会議を重ねた。「子どもワーク会」のメンバーを中心に、学校でのポスター制作や意識調査を実施したことが、各学校における権利教育の推進や充実につながったとの指摘もある。学校では、子ども委員が他の子どもたちから受けとった意見を大人委員へ伝え、それらの意見が「世話人会議」(策定連絡会議代表、ワーク会議代表、事務局からなる)で集約され、条例に反映させたという。すべてのレベルの会議は、計100回以上にもものぼり、「当初2年間の計画が足かけ4年になった」^{xli}。慎重な審議にくわえ、とくに子どもたちの意思を条例づくりに反映させようという首長とそれを支える行政側の意気込みが注目された。

また、子どもたちによる条例づくりへの「参加」は、子どもの権利条約で保障された「意見表明の権利」(12条)を体現したものである。自分と異なる思想や志向の存在を受けとめ、どのように互いを認め合い共存していくかを考えることは、民主主義を学ぶためのトレーニングになると思われる。

最後に、次のことを確認しておきたい。「主権者教育」とは、18歳の有権者を投票所に連れて

いき投票率を上げるための教育ではない。また、選挙権を行使することとは、投票所に足を運び投票する行為に限定されるわけでもない。まずは、そこに至るまでの政治的教育環境——個人が、自らの政治的意思を自由に主張できるとともに、自己の見解と異なる人々と自由闊達に議論できる環境——が、整備されていなければならないだろう。そのために、社会は、子どもたちの意見表明の場を広げ、これを保障していく努力を怠ってはならないと考える。

※本稿は、第45回富山県教組・高教組合同教育研究集会の第8分科会「18歳選挙権と主権者教育」での報告を基に、大幅に加筆訂正したものである。

- i 平成 27 年法律第 43 号。2016 (平成 28) 年 6 月 19 日施行。
- ii 代表的な組織として、「自由と民主主義のための学生緊急行動」(SEALDs)、高校生らによる「ティーンズソウル」が挙げられる。なお、以前から、若者の政治参加を促す組織として活動してきたものに、特定非営利活動法人 Rights、NPO 法人 Youth Create、学生団体 ivote などがある。日本の新たな学生運動の組織を紹介するものとして、高橋源一郎/SEALDs『民主主義ってなんだ?』(河出書房新社、1995 年)がある。
- iii 現在の日本の憲法状況を、本秀紀名古屋大学教授は、「選挙を通じて国会で多数を占めた政権与党が、憲法の基本的な前提を覆すような諸政策を数の力で推し進めている」と説明し、これに対する憲法学的処方箋として、①立憲主義を擁護し「民主主義」に歯止めをかける道、②民主主義を鍛え直して民主主義の成立基盤を再生する道、等について提示する。参照、本秀紀編『グローバル化時代における民主主義の変容と憲法学』(日本評論社、2016 年) 3 頁。
- iv <https://www.koukouseishinbun.jp/>
- v 「高校生記者座談会 『18 歳選挙権』が実現、10 代と政治の距離を縮めるには?」
<https://www.koukouseishinbun.jp/2015/05/31502.html>
- vi 同上(高校生新聞が全国 55 校で実施し、5768 人から回答を得たアンケート調査から)。
- vii 総務省の HP より。http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/sonota/nendaibetu/
- viii 日本学術会議政治学委員会政治過程分科会の提言「各種選挙における投票率低下への対応策」平成 26 年(2014 年) 8 月 29 日、4 頁。
- ix 北海道新聞 2015 年 9 月 22 日付。
- x 地方レベルでは、2002 年 6 月愛知県高浜市において「年齢満 18 歳以上」の「永住外国人」にも選挙権を認めた常設型住民投票条例が制定されたことを皮切りに、広島市(2003 年)、我孫子市(2004 年)、岸和田市(2005 年)などで、こうした条例を制定する自治体が増えている。
- xi ジェンダー法学会からは、副読本に描かれているイラストに、女性議員や女性候補者が少ないと指摘された。政府が女性管理職を「2020 年=30%」にするという目標を掲げているにも関わらず、それが反映されていないという理由からである。なお、安倍首相は 2015 年 9 月、ニューヨークで開かれた国連主催の「女性が輝く社会づくり」で、「50-50:30」(2030 年までに男女平等を実現する)に合意した。
- xii 平成 19 年法律第 51 号。2010 (平成 22) 年 5 月 18 日施行。
- xiii 近藤敦『外国人参政権と国籍』(明石書店、1996 年) 163 頁。
- xiv 近藤敦『外国人の人権と市民権』(明石書店、2001 年) 19・31 頁、同「外国人の『人権』」自由人権協会編『憲法の現在』(信山社、2005 年)。
- xv 木村・小玉・船橋『教育学をつかむ』(有斐閣、2009 年)。
- xvi 以下、参照、「常時啓発事業のあり方等研究会」最終報告書 社会に参加し、自ら考え、自ら判断する主権者を目指して～新たなステージ「主権者教育」へ～(平成 23 年 12 月)。
http://www.soumu.go.jp/main_content/000141752.pdf
- xvii 「家永教科書裁判」や「旭川学力テスト事件」、「都立七生養護事件」、「日の丸君が代訴訟」など、教育権の所在や義務教育における教授の自由を求める裁判にその傾向がみられる。
- xviii 以下、参照、山口恭平ほか「カリキュラム・イノベーションにおける政治的シティズンシップ教育のための歴史・思想・実践的条件—イギリスにおける経験を参照枠として—」『学校における新たなカリキュラムの形成』研究プロジェクト平成 23 年度報告書、東京大学大学院教育学研究科附属学校教育高度化センター(2012 年 3 月) 53~58 頁。
- xix 荒巻重人・小川正人・窪田新二・西原博史編『別冊法学セミナー 新基本法コンメンタール教育基本法』55 頁(斎藤一久執筆分)。
- xx 以下、神野直彦『『学びの国』スウェーデンの教科書に学ぶ』CS 研レポート Vol.48 (2003 年)、1~3 頁。
- xxi スウェーデンの政治参画政策については、小林庸平「スウェーデンの実例から見る日本の若者政策・若者参画政策の現状と課題」季刊政策・経営研究(2010 年) vol.3、95~105 頁。
- xxii 両角達平「なぜスウェーデンの若者の投票率は高いのか—学校選挙 2014」THE

HUFFINGTON POSTO (2014年9月26日)

http://www.huffingtonpost.jp/tatsuei-morozumi/sweden_b_5885854.html

xxiii 各政党の政策を討議するため、「あなたは環境党、あなたは社会民主労働党、あなたは穏健党、あなたは中央党」と役割を分担させ、議論させる。

xxiv 両角・前掲論文(注xxiv)。

xxv 西野偉彦「ドイツの『シティズンシップ教育』のインタビュー調査および研究者による意見交換会」2014年度湘南藤沢学会「シンポジウム・研究ネットワークミーティング基金」報告書(http://gakkai.sfc.keio.ac.jp/foundation_pdf/14-08.pdf) 参照。

xxvi 高橋亮平「ドイツの先進事例から考える『日本が取り組むべき若者政策』」アゴラ言論プラットフォーム2014年12月19日配信(<http://agora-web.jp/archives/1625051.html>)。

xxvii 2013年の選挙の際にも、18歳以下の子どもと若者が投票したことを地方紙が報じている。
<http://www.pankower-allgemeine-zeitung.de/2013/09/09/u18-wahl-kinder-jugendliche-wahlen/>

xxviii 低学年向けユースセンターでは、近くにあった墓地を公園にするにあたり、どういう公園にしたいかなど、フィールドワークを行った上で、子どもたちが自ら様々なアイデアを出して実施されたという。これについては、高橋・前掲注26。

xxix 近藤孝弘「ヨーロッパ統合のなかのドイツの政治教育」南山大学ヨーロッパ研究センター報第13号(2007年)116~119頁。

xxx 寺迫剛「2013年ドイツ連邦議会選挙と2012年衆議院議員総選挙—「政策」過程における選挙の前と後—」早稲田政治公法研究第105号(2014年)54~59頁。

xxxi 高橋・前掲注26。

xxxii 参照、DBJRのWebサイト(<https://www.dbjr.de/service/english.html>)、特定非営利活動RIGHTS「若者の社会参画スタディツアー報告」

(<http://www.hilife.or.jp/study-tour-reports/?p=5#comment-2>)。

xxxiii 普川芳昭「高等学校におけるシチズンシップ教育の実践—身近な地域社会での課題解決に向けた取り組みを通して—」神奈川県立総合教育センター長期研究員研究報告9(2011年)61~66頁。

xxxiv ちなみに、同選挙における投票率は、最大が島根県59.24%、最小が徳島県47.22%、平均52.66%であった。なお、富山県は最下位から2位の47.46%であった。

xxxv 参照、近藤孝弘「ドイツの政治教育における政治的中立性の考え方」

http://www.soumu.go.jp/main_content/000127877.pdf

xxxvi 同上。

xxxvii 同上。

xxxviii 同上。

xxxix 通常、ドイツ語で「中立」を意味する用語としては *Neutralität* が用いられるが、*Überparteilichkeit* は、政治的に党派を超えた立場(超党派性)を包含する。

xl 以下、彼谷環「子ども条例の制定に関する考察—富山県における先行事例を素材として—」富山国際大学子ども育成学部紀要第1巻(2010年)45~48頁参照。

xli 同上・46頁。